

## 東郷町中学校部活動地域展開検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東郷町教育委員会は、東郷町の中学校部活動の地域展開の在り方等を検討するため、東郷町中学校部活動地域展開検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学校における部活動の在り方に関すること。
- (2) 中学校の部活動の地域展開に関すること。
- (3) その他部活動について必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は別表に掲げる者をもって組織し、委員会の委員は東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

### (任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員会に出席した委員及び前条第3項の規定による委員以外の者（以下「出席者」という。）に対し、報償金を支給する。

2 報償金の額は、委員会1回につき委員長にあつては10,000円、その他の委員及び委員以外の者にあつては6,500円とする。

3 第1項の規定にかかわらず、出席者が県又は町の職員であるときは、報償金を支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	
有識者	1名
町スポーツ協会	1名
町文化協会	1名
保護者	2名

町小中学校校長会長
町立小学校校長 2名
町立中学校校長 3名
教員 3名
外部指導者代表 1名
公募委員 1名
教育部長
教育部参事
学校教育課長
指導主事
その他教育委員会が必要と認めた者